

令和2年度第2回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会会議録

議題	<p>1 会長・副会長の選任について</p> <p>2 各地区まちぢから協議会の取り組み状況等について</p> <p>3 その他</p>
日時	令和2年8月24日（月）14時00分から15時45分まで
場所	市役所本庁舎4階会議室2
出席者氏名	<p>小嶋委員、島田委員、北川委員、水島委員、澤邑委員、名和田委員、河上委員</p> <p>（事務局）市民自治推進課 三浦課長、木村課長補佐、窪田副主査、渡邊副主査</p>
会議資料	<p>次 第</p> <p>資 料1 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づくコミュニティの認定状況等について</p> <p>資 料2 認定コミュニティによる公益の増進のための活動に関する調査審議について（令和2年8月12日付け第1回審議会答申書）</p> <p>資 料3 審議会の今後のスケジュール</p> <p>参考資料 地域集会施設の指定管理者に関するスケジュール</p> <p>参考資料 まちぢから協議会と行政との協働による地域活動の推進と効果的な市の支援に関する検証</p> <p>参考資料 認定コミュニティ助成金の手引き</p> <p>参考資料 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例及び同条例施行規則の運用について</p>
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	0名

（会議の概要）

○事務局（三浦課長）

第2回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会を開催させていただきます。

本日は、新委員になられて最初の会議でございますので、「議題1 会長・副会長の選任について」までは、事務局で議事を進めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける状況の中、また、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本市といたしましても、審議会の開催につきましては、慎重に検討を重ね、感染拡大を防止した万全の対策の中で開催することといたしました。

本日、ご出席の皆様におかれましては、開催通知等でご案内させていただきましたとおり、マスクの着用、また、出入口での手のアルコール消毒、体調のすぐれない方におかれましてはご出席を控えていただくなど、ご対応をいただいている状況と存じます。

ソーシャルディスタンスを確保しながら、換気の奨励、会議時間の短縮など、新たな生活様式を取り入れ、開催したいと考えてございますので、どうぞご協力をお願いいたします。

さて、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第5条第2項において「審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」とございますが、本日は全委員の出席をいただいておりますので、会議は成立することをご報告いたします。

また、現在のところ、傍聴を希望される方はいらっしゃいません。

次第に入る前に、まずは市の事務局職員のご紹介をさせていただきます。

改めまして、秋津理事兼総務部長でございます。

続きまして、市民自治推進課長の三浦と申します。

職員の紹介をさせていただきます。

木村課長補佐、窪田副主査、渡邊副主査でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

さて、新委員が初めておそろいになる審議会となりますので、大変恐縮ではございますが、委員の皆様にも簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。お手元の名簿の順番で、小嶋委員よりお願いいたします。

(各委員自己紹介)

○事務局（三浦課長）

委員の皆様、ありがとうございました。

では、本日の配付資料について、担当よりご説明をさせていただきます。

○事務局（木村課長補佐）

それでは、皆様のお手元には事前に資料を配らせていただきました。確認させていただきたいと思います。

（配付資料の確認）

以上が資料になりますが、何か足りないもの等がございましたらと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

では、資料の確認は以上とさせていただきます。

○事務局（三浦課長）

それでは、議題に入らせていただきます。

「議題1 会長・副会長の選任について」を議題といたします。

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第4条第1項において、「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。」と規定してございます。

まず、本審議会の会長の選任につきまして、皆様のご意見をお願いしたいと考えております。

なお、会長の職務につきましては、地域コミュニティ審議会規則第4条第2項において、「会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。」と規定してございます。皆様、会長に対するご意見をお願いいたします。

○水島委員

私からは、名和田委員を会長に推薦させていただきたいと思います。前任期もご一緒させていただきましたが、名和田委員は、当審議会、また、地域の取り組みも大変よく熟知をされております。また、他の自治体も含めた豊富な経験や幅広い見識をお持ちでございますので、私からは、ぜひ名和田委員に会長をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○事務局（三浦課長）

ありがとうございます。今、水島委員より、名和田委員が適任であるというご意見がございましたけれども、委員の皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（三浦課長）

委員の皆様からもご推薦の声が上がりましたが、名和田委員、会長のご就任について、ご承諾いただけますでしょうか。

○名和田委員

はい。

○事務局（三浦課長）

ありがとうございます。会長につきましては、名和田委員にお願いをさせていただきたいと思えます。

では、副会長の選任に移ります。

副会長の職務につきましては、地域コミュニティ審議会規則第4条第3項において「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。」と規定してございます。副会長に対する皆様のご意見をお願いいたします。

○名和田会長

会長に選任されたばかりで、自分の職務代理については強い関心がありますので、推薦をさせていただきます。

今回、新委員になっていただいた河上委員にぜひお願いしたいと思えます。私と河上委員、いずれも茅ヶ崎市外の者ですが、第三者の目線で、茅ヶ崎市のより良い活動を後押しできるように関わっていきたくと思えます。これまでの2期ともよそ者が会長、副会長をやってきたという経緯もあります。

河上委員は、横浜市の会議で一緒した経緯がありまして、非常に丁寧な仕事ぶりで、この茅ヶ崎市の審議会につきましても、丁寧に資料を読み解いて、各地域にアドバイスをいただく議論において、かなり大きな貢献をしていただけるのではないかと期待しております。

このことから、河上委員を職務代理に推薦したいと思えます。

○事務局（三浦課長）

ありがとうございます。会長になっていただきました名和田委員より、副会長に河上委員のご推薦がございました。委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（三浦課長）

ありがとうございます。

河上委員、よろしいでしょうか。

○河上委員

承知しました。よろしくお願ひいたします。

○事務局（三浦課長）

ありがとうございます。

以上の結果、副会長につきましては、河上委員にお願ひさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、会長、副会長が決まりました。

今後の議事につきましては、地域コミュニティ審議会規則第5条第1項に規定のとおり、議長は、会長が務めることになってございますので、名和田会長と河上副会長にこれからの進行をお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○名和田議長

それでは、改めまして、引き続き、会長になりました名和田です。

よろしくお願ひいたします。

今、事務局から、規則の説明がありました。会長が議長をするという決まりになっております。それで、これから私が議長となって議事を進行いたしますので、よろしくお願ひいたします。

特に、今、コロナ禍ということもあって、会議時間が一応1時間、少し伸びるかもしれませんが、短めに設定をされています。普段、2、3時間かかっているのに、そんなに早く終わるのかとよく思ひますが、早めに終わるという予定を立てると、結構、そのとおり早めに終わるのです。

各市民がそれぞれ自覚をして、効率よく会議をすることが私たちはできるんだということかなと、非常に感心して見ております。

というわけで、普段、2時間以上話し合っておりますけれども、比較的早めに切り上げたいと思ひます。しかし、十分な議論をするということが必要だと思ひます。その点で皆様方のご協力をお願ひしたいと思ひます。

それから、ある意味事務的なことですが、本日の会議の議事録署名委員というのがあります。これは名簿順なので、最初は小嶋委員ということになるのですが、そんなに難しい

仕事ではありませんで、市が作成した議事録をご覧いただいて署名をするという仕事です。議事録は、そもそも市が確定する前に我々に一応中身を確認するという手順があります。だから、中身は、小嶋委員自身も含めて、我々みんな見て、間違いがないことを確認して最後に念のために見ていただいて、署名をいただくというものです。よろしくお願ひします。

それでは、今から審議に入りたいと思います。

今回は、「認定コミュニティの活動と特定事業に関する事項について」、市長より意見または助言を求められているということです。事務局からご説明をお願いします。

○事務局（三浦課長）

審議をしていただくにあたり、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第8条の規定に基づき、市長より諮問させていただきます。

○事務局（秋津部長）

市長に代わりまして諮問をさせていただきます。

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会会長 名和田是彦 様

認定コミュニティによる公益の増進のための活動に関する調査審議について、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第2条の規定に基づき、諮問をいたします。

諮問する事案につきましては、認定コミュニティの活動と特定事業に関する事項についてでございます。

よろしくお願ひいたします。

○名和田議長

今、諮問書を拝受いたしました。これを皆様に配付をしていただきたいと思います。

（事務局より諮問書のコピーを配付）

○事務局（三浦課長）

諮問書のコピーを皆様にお渡しさせていただきましたので、お目通しいただければと思います。

また、秋津部長におかれましては、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

○事務局（秋津部長）

それでは、皆様どうぞよろしく願いいたします。

（秋津部長退席）

○名和田議長

どうもお忙しいところ、ありがとうございました。

では、事務局から説明をお願いします。

○事務局（木村課長補佐）

それでは、資料の1をご覧ください。資料1「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づくコミュニティの認定状況等について」です。

市長によって認定されております各地区まちぢから協議会の活動について取りまとめた資料になっております。

まず、資料の1番としまして、こちら、各地区のまちぢから協議会が市に認定の申請を行い、認定された日付を表わしてあります。

平成28年度からこちらの取り組みが始まりまして、28年度中には9地区、翌29年度に3地区、それぞれ申請があり、認定したといったところで、現在、13地区のうち、12地区までまちぢから協議会が認定されているという状況になります。

2番目につきましては、「認定コミュニティに対する特定事業助成金について」というところで、市長より認定を受けた地域コミュニティについては、対象の地域内の課題解決につながる事業等につきまして、助成金を受けることができるようになります。その際には、市に申請をしまして、認定コミュニティ企画事業審査会という会議体で審査を受け、承認された事業について、助成金を活用することができるという仕組みになっております。

資料の表につきましては、先ほどお話しいたしました12地区の認定コミュニティより、今年度、提案のあった特定事業を取りまとめたものになっております。

令和2年8月現在で、9つの事業について申請があり、それぞれ承認を受け、各地区まちぢから協議会で活動しているという状況になります。

こちら、9つの事業につきましては、事業名の隣に「継続」と書いてあるものが8つありまして、それぞれ28年度から継続して取り組んでいるものもありますし、29年度、30年度から始めているというものもあります。8番の小出地区の「安全安心看板設置事業」については、今回、初めて取り組んでいるといった状況になります。

資料1につきましては、以上でございます。

○名和田議長

ありがとうございます。

今、諮問がありまして、事務局からご説明がありましたので、改めて議題の2「各地区まちぢから協議会の取り組み状況等について」というのをこれから進めてまいりたいと思います。

今日は、第3期の第1回目の会議ですが、2020年度、令和2年度としては、第2回目の会議になります。

第1回目の会議は、書面会議となってしまいましたが、前の期の委員で審議した諮問書により、昨年度の各地区まちぢから協議会の活動については、一応取りまとめをしております。

ですから、今、受領した諮問書の内容である各地区まちぢから協議会の活動の評価・助言というこの審議会の業務については、今年度はすでに審議が終わっています。

審議を終えたところで第3期に変わるというのは、ちょっと変な気もしますが、一応、第1回目の審議会が確定した答申内容をもう一度ここで共有をして、さらに各地区、あるいは全体に対して必要なご助言をいただくというのが、これからの議題の趣旨になると思います。

今、13地区中12地区で認定されたコミュニティであるまちぢから協議会が立ち上がっているという状況になっておりますけれども、その状況について共有をして、かつ、必要な追加的な助言をここでいただくということになると思います。

これは、ここで資料2の説明をお願いいたします。

○事務局（木村課長補佐）

続きまして、資料2について説明いたします。

先ほど議長よりも説明していただいたところでありますが、本日は令和2年度の第2回の審議会というところで、例年、第1回の審議会を6月下旬に開催しておりまして、こちら、前年1年間の各地区まちぢから協議会の活動につきまして、皆様に資料を用意させていただき、その資料の中からそれぞれの地区の活動につきまして、質疑応答なども交えながらご助言いただいているといった形で開催しております。

本年度の第1回については6月下旬に開催を予定しておりましたが、現在のコロナ禍の状況もありましたので、書面による会議とさせていただき、当時の前期の委員の皆様、資料をもとにいろいろご意見をいただき、その意見を取りまとめたものが資料2ということになります。

したがって、資料2につきましては、それぞれの地区の平成31年度・令和元年度の活動内容について、委員の皆様にご意見をいただいているものというこ

とになってまいります。

それぞれの地区、(1)、(2)とありまして、まず(1)の部分でそれぞれのまちぢから協議会が市からの認定基準を引き続き、満たしているかどうか、こういったものについて確認していただきました。(2)については、それぞれの地区の活動について、いろいろとご助言いただいている部分になっておりますので、この部分で各地区の色が出てきているものと思っております。

この場では、それぞれ12地区の活動内容をご確認いただき、その中から再度、今後の活動につながるような助言等をいただければありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上になります。

○名和田議長

何ページもある資料ですけれども、事前にお目通しいただければ、中身は大体わかるように書いてあるかと思えます。これにつきまして、地区ごとに説明はしませんか。ある程度、読んでいることを前提に意見を求めましょうか。

○事務局（木村課長補佐）

本来でしたら、各地区担当職員より各地区の振り返りをご説明するところですが、12地区分ということはかなり長くなってしまいますので、本日は事前の資料送付ということで対応させていただいたところがございます。

○名和田議長

実は、この答申は、大きく言うと2つに分かれていまして、1番目が、今ご説明のあった12の各地区まちぢから協議会について、最初は茅ヶ崎地区、順番に特に意味はないんですけれども、最後は小出地区がありまして、最後の10ページの一番下に標題だけ「その他」とポツンと書いてありますけれども、「その他」というのは、各地区ではなくて、茅ヶ崎市全体、認定コミュニティの制度の全般に関わる助言を2項目に書いています。これについてもご意見をいただければと思います。

それで、一応、便宜上2つに分けて、12地区の認定コミュニティそれぞれについて、一応、前の期の審議会でこういうふうに取りまとめたのですけれども、さらに追加的にご助言、ご意見等ありましたら、ここで承りたいと思います。その前に質問を言ってくださってももちろん結構でございます。いかがでしょうか。

○河上副会長

資料を拝見しまして、1点質問でございます。今ご説明いただきました資料10ページの標題「13 その他」(2)新型コロナ感染拡大防止の観点から活動の内容に少し変化が出ているものがあつたのか。それから、活動内容については、例えば、5番の高齢者を対象とした「おでかけワゴン」ですとか、あと、8番の「サロン交流会」とか、高齢者の方が集うという活動を主にしている点については、コロナのことも各事例の中でも少しだけでも触れたほうがいいと思ひました。まず、コロナの影響で活動そのものに変化が出ている活動というのは具体的にあつたかどうか。それを教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○事務局(木村課長補佐)

まず、各地区の活動について、コロナ禍というところで制限がありまして、一つ活動の拠点であります地域集会施設、コミュニティセンターが利用できなかつたというところがありまして、7月より利用が再開できたといったところがありましたので、その間の活動については自粛ということで、要は、定例的な会議が開催できなかつたといったところがございます。

また、今、事業名が出ました「おでかけワゴン」についても、昨年度より運行を、正式には準備の段階ということでプレ走行ですけれども、そのプレ走行についても、一時中止せざるを得なかつたといったところがございます。これは、昨年度の2月、3月という部分から活動については影響が出てきたところがございます。8番にあります松林地区では、今年の特定期間でも挙げられていたのですが、中学生を対象とした勉強の支援とか、若い親御さん、子育て世代への支援事業というのも2月、3月の時点から活動を一旦中止せざるを得なかつたといったところがございます。

先ほど申し上げたとおり、7月からコミュニティセンターの利用が再開されたということで、会議も再開されたといった中で、ソーシャルディスタンスを意識した、会場の収容人員を半分で開催すること、窓を開けながら開催をしているというところがあるのですが、主催事業につきましては、なかなか開催できない状況が今も続いております。

各地区の特定期間についても、予定していた時期に開催できないこと、また、先ほどの「おでかけワゴン」も、今月から再開といったところもありますが、今年度、年間計画ということで何点か事業を計画していたものもあるのですが、夏の事業ですとか、秋にかけてのある程度人が集まるようなもの、何百人という単位での集客があるものについては、中止、また、2番の茅ヶ崎南地区では、後段に「新春凧揚げ大会」といったものがありまして、こちらは毎年1月の2日、3日という箱根駅伝の日に海岸でやっているものなのですけれども、これについても、どうしても3密を避けた十分な対策を練った上での開催は

厳しいだろうということで、こちらの風揚げについては、もちろん子どもたちに風を揚げてもらって、海を愛してもらいたいというのが目的であるんですけども、そういったメッセージを込めるような、風が揚がっている動画を事前に撮って、1月2日、3日に配信しようという形や少し趣を変えて開催しているといったところが各地区の状況となっております。

○名和田議長

その答えを受けて、じゃ、こういう助言をという発言をしたくなると思うので、今言っていたいただいても構いません。

○河上副会長

今のご説明を聞きまして、せっかくそれだけ工夫をしていらっしゃるということなので、そういうことも各事例の中に入れて、それをまた評価するというようなコメントを書かれたら、より良いのかなという印象を受けました。

○名和田議長

今の話題で、私も早速会長として、前回の書面審議において、既にコロナの状況の影響を受けている、そういう時期も含むまちちから協議会の話について審査をし、助言を取りまとめたわけです。今、河上委員がおっしゃったように、我々自身も真ただ中にいたものですから、十分にコロナの状況下でもこういう地域活動ができるとか、そういうコロナ禍のもとでの地域活動のあり方を深めるような観点で十分取りまとめができたかという、そうでもないかなと思っております。

まさに、第2回の審議会において、そういった観点からご意見をもう少しいただいて、コロナ禍のもとでの可能な地域活動の工夫を深めるべきである、みたいな答申を取りまとめたらいのではないかと思っておりますので、コロナ問題については、他の委員の方々からもご意見をいただければと思います。資料2の事例を意識しながら、これからこの状況のもとでのどの様に地域活動を進めていったらいいかということについて、少しご意見をいただければと思います。ただ、質問がまだあるかもしれないので、他の点でも質問がありましたら、お願いいたします。

これをご覧になって、この点はどうなのとか、「認定コミュニティ」という言い方とか、「特定事業」という仕組みがある種、茅ヶ崎市の独特なところがありますが、オリエンテーションで一応話されているんですよ。「認定コミュニティ」という言い方は、茅ヶ崎市の自治基本条例の中にコミュニティについての規定があります。茅ヶ崎市の場合はいろいろなものを「コミュニティ」と呼んでいることになっていて、その中でも特別に尊重さ

れるべきコミュニティとして、まちぢから協議会が認定されるという、それが「認定コミュニティ」という言葉の意味です。そういうことをご理解いただきたいと思います、そういうコミュニティの活動について、ぜひいろいろな観点からご助言をいただきたいと思いますという趣旨で審議をしております。

○北川委員

コロナの関係でお話がありましたが、要は事業の一部変更といいますか、計画が変更されているというケースがたくさん出てくるとと思いますが、変更の申請をしなければならない、線引きとかはありますか。

○事務局（木村課長補佐）

特定事業が、今年度当初から出して、4月から活動するという形で、今、申請いただいたものも幾つかあるんですけども、例えば、広報紙の発行というところでいきますと、小規模に集まりながらという形で、作成はコロナ禍においてもやっていただいたりして、ほぼほぼ計画どおり発行して。といいながら、年間を通してなので、まだまだ継続しているんですけども、そういった事例はあります。

先ほどの新規の安全・安心の看板につきましても、タイミングとしては、昨年度末でできるか、できないかというものでしたので、こちらも順調に今その看板が設置できたというところで、特定事業に挙げたものにつきましても、コロナ禍において立案したといったところもありますので、今のところ、中止に至るような事例はまだないのかなと思っていますのですが、今後、そこはいろいろと見極めていきたいなと思っています。

○名和田議長

特定事業でコロナの影響でできなくなった場合は、おそらく中止をして、もし補助金を既に受け取っている場合には返還するとか、そういう手続はきちんと行政手続上確立されているかと思います。

○事務局（木村課長補佐）

実際に今、計画、申請、この額でということ、結果として事業を進めていきますと、いろいろ計画できるということ、申請額どおり使っていないという事業がほぼほぼでして、どうしても申請時の差額というのが出ますので、助成金については、前もって概算という形では払っているのですが、最後、精算をいただくということで、どの事業も、昨年度、コロナ禍がそんなに影響ない中でも、また、一昨年とか、全くない中でも、精算の中で返金があります。今年度も、先ほどの今年度の申請があった事業でいきますと、松林地

区の給食の支援の事業ですとか、こういったものは年間どおり開催できていないのかなといったところが、今、担当職員を通じて報告が上がっておりますので、おそらくそこは、もしかしたら例年以上の大幅な精算、返金という形があるかなと見込んでおります。

○北川委員

そうなるだろうなという予想の中で、地域コミュニティを推進していきましょうという制度の立て付けからしたときに、結果的に開催ができなかったから返金で処理しましょうというのを、それでいいよねというよりは、しっかりと執行していただくようなアドバイスという体制をとっていくのが大事だと思います。なので、現状、各地区まちぢから協議会の方々が悩んでいることをいかにして共有するか、ここでの答申というか、事例の共有とか、そのあたりの手を打ったらいいと思いました。

○事務局（木村課長補佐）

全地区が一堂に集まる場というのもあるので、そういった共有の場もあるのですが、今年度はそういった形はないと思うのですが、地域担当職員が地域に出始めているところがございますので、地区の情報はしっかりと他の担当地区に戻す形で共有を図り、何かいい案があれば、そこは使っていきたいなと思っています。ありがとうございます。

○名和田議長

ありがとうございます。今のご意見を後でまた答申として盛り込めるかどうか、ご議論いただきたいと思っております。

今の件は、茅ヶ崎市の場合は、市民自治推進課が手分けして、各地区にかなり手厚く入っているのですが、その意味では各地区で予定された事業の進行管理の体制としては、他の自治体よりは充実しているのかなと思っておりますが、それを踏まえた上で、なお進行管理というか、むしろ地域を励ます体制がどうしたらできるか。今までは情報交換会というものもその一つだったと思うのですが、そういう形で今は集まりにくくなっていますので、そういうことについてご検討いただきたいという答申を一つ考えることができるかなというのが、今段階での私の仮説ですので、後で皆さんのご意見を伺った上でまとめていきたいと思っております。

他に資料1についてご質問ありますか。

もしなければ、今、幾つか言っていた答申を取りまとめたいと思っておりますが、既に出ている答申とか、これからする答申について、形式的にはこの審議会が市長から諮問を受けて、市長に答申をするということですがけれども、具体的にどのように取り扱われて、どのように地域に伝わるのか、そこについても第3期の初回ですので、事務局からご説明いただけ

ればと思います。

○事務局（木村課長補佐）

資料2にあるように、皆様からいただいた答申書につきましては、茅ヶ崎市市民自治推進課職員が12地区、未設立の地区も含めて13地区、それぞれ担当職員がおりまして、会議に出ておりますので、その中で特にご自身の地区のこと、他の地区のお話などもさせていただきまして、それぞれの地区の活動に反映できるように活用させていただいております。

本日いただく内容につきましても同様に、早速、コロナ禍の内容であれば活用させていただけると思っております。

また、皆様にも少し先の話になるのですが、今年1年間の各地区の活動について、年度が明けましたら、資料をお送りしますので、それぞれの地区についてご助言等をいただく機会がございますので、こちらについてもよろしくお願いたします。詳しいスケジュールにつきましては、後ほどご説明させていただきます。

以上になります。

○名和田議長

形式上は市長に答申するということですが、我々の意見は、それぞれ各協議会、地域に伝わらないと意味がないのですけれども、それについては、市民自治推進課が地域担当制を持っていますので、それを通じて伝えられるということでもあります。

それでは、意見を取りまとめる段に移りたいと思いますけれども、今のところ、コロナ禍でどのように活動しているかという、その工夫を深めていくべきだということについての論点があり、もう一つは、年間を通じた進行管理の仕組みですね。別に予算を使い切るのがいいとか、そういうことではなくて、地域の役に立つようにお金の使い方がきちんと行われるような留意の仕方をするという、2つの点が今出ていまして、それについてもう少し肉付けをしたご意見をいただきたいと思っておりますし、それから、その他の論点につきましても、前回出した答申に加えて、こういった点も市長又は地域に言っておきたいといった点がございましたら、ぜひ出していただきたいと思っております。さて、いかがでしょうか。

○河上副会長

1点目のコロナ禍の工夫ということで、多分、各地域で活動を主体的になさっている方は、いろいろコミュニケーションをとる工夫をされていると思います。それは、活動を推進する側の関係者間もそうでしょうし、地域にアプローチするという意味でのコミュニケーションもあると思うのですが、全体的に資料を拝見していると、広報紙とホームペー

ジが充実しているのはすごくよくわかりました。広報紙は、紙ならではのターゲットがいるし、紙だからこそその楽しみもあると思うのですけれども、コロナ禍では人々と連絡をとるときは、SNS、あと、Zoomを結構使っているのではないかと思います。スマートフォンでは、大体LINEかZoomだと思います。最近、学生を見ていると、パソコンも開かないという世代が多いです。とはいえ、日常でかなりの多くの方がパソコンでもなくて、やはりスマートフォンで連絡を取り合っていると思いますので、そのコミュニケーションがどうだったかというのを事例として書いていくのが一つあってもいいのかなと思いました。

また、その反面、地域の様々な活動を見ていると、だからこそ場所が必要なのだというのをすごく感じています。高齢者であっても、特に小さいお子さんを抱えたご家庭ですか。だからこそ、少なくともいいから、場所があって、そこで少し集まりたいとか、もしくは、Zoomでもいいから、個人的にフェース・トゥ・フェースで話したい。そういういろいろな課題とか葛藤が、それぞれの地域で事例を踏んでいると思いますので、1つは、SNS等の工夫を書くことと、2点目は、そこから出てきた課題やそれに向けてどう取り組んでいるかという先進事例というのを書き足していただいたらいいのかなと感じています。

2点目として、年間の進行管理というのも、かなりメディアを変えることでやりやすくなるのかなと考えています。

○名和田議長

ありがとうございます。

今のSNSとかいう話を聞いて、湘南地区はすごくやっておられますよね。小嶋委員、湘南地区で実際にやっておられている状況としてはいかがですか。

○小嶋委員

私の知っている限りでは、湘南地区まちぢから協議会の中で、LINEを使って今後やってみようかという話し合いがありました。それ以上の詳しいことは、私の担当している活動とは別になっていますので、わからない状態です。

○名和田議長

コロナのもとでどういう工夫があり得るか。今、結構事例が出てきているんですよ。私も別の自治体で自治会関係の提案事業みたいなのに関わってまして、意外と出ているんですよ。自治会というのはもっともSNSを利用しない団体の一つかと思っていたら、この際やってみようというので、そういう提案が結構出てきていて、びっくりいたしました。

た。ですからそういう地域の事例がありましたら、ぜひここでも出していただいて、答申に盛り込めたらと思いますけれども、いかがでしょうか。社会福祉協議会では地域福祉活動におけるコロナ禍のもとでの工夫などの事例はありますか。

○水島委員

今回の報告を見て、コロナの影響も若干少ない時期のまとめだなと思っていて、実際、今、実は茅ヶ崎市の広報紙は、自治会を通して、会員数全員に配布なのですが、コロナの関係があるので、今は自治会ではなく業者に委託という形にしています。地域には、通常、回覧板が回ってきて、そこに一緒に地域の広報紙とか、そういうものも入ってくるんです。私は小和田地区に住んでいますが、今はコロナの関係があるので、全てがとまっている状態です。ですから、今回、事業については非常に広報関係が多いのですが、今のところ、なかなか動けないでご苦労されているのかなと推察します。地域の取り組み自体も、市のいろいろなイベント等は、来年3月まで実施をしないということになりましたので、そうすると、地域も含めて、イベント的なものは、同じようにやはりコロナを心配してとまってしまうという状況だと思います。記事的なものについても、少し、今までのイベントとかそういう事業とはまた違った内容のものを工夫しながら発行していくのですが、その配り方一つから非常に難しいので、少し何かできるようなお話がしたいと思いつつも、アイデアが出なかったもので、黙っておりました。

私どもの広報紙自体も市の広報紙と一緒に出しているのですが、それも今は出せない状況なものですから、ホームページ等を使っているのですが、実際に市民の方はホームページで情報を得られる方が実態としては少なく、紙で回ってくるものが圧倒的に情報としては入っていきます。若い方に見ていただきたいと思うのですが、LINEとかも利用はしているのですが、なかなか伸びていかないのが実態なので、今、出せる情報も少なく悩んでいるところなので、ここで何か良いコメントをと思うんですが、浮かばなくて申し訳ありません。

○名和田議長

今、回覧とかは回っていないのでしょうか。

○水島委員

私のところは回っていないです。地域によるとと思います。他の地域は回っていないですか。

○名和田議長

こちらが管轄されているんですよね。自治会の回覧などは。

○事務局（木村課長補佐）

自治会の回覧につきましては、自治会長さん、自治会員さんからも、回覧板について非常に問い合わせをいただいていたような状況でして、県内の自治体では、自治体と自治会の代表とかで話し合っ、一律的に回覧をやめましょうとやった自治体もあったと聞いているのですけれども、茅ヶ崎市ではそこまでのことはせずに、自治会の中でも、独自でこれだけは伝えたいというものもあるといったところで、判断についてはお任せしております。

そのため、回覧につきましては、135自治会ある中で、それぞれの対応といったところになります。

ただ、行政からも、毎月ではないですけれども、回覧を使って各地域に周知をお願いしたいというのが年間を通して何件かあるのですけれども、その依頼については、今、ストップしているという状況になっております。

○名和田議長

募金については、いかがですか。

○事務局（木村課長補佐）

募金については、時期を遅らせて、今まさにやっているところだと思います。

○水島委員

募金のお話ということで少しお話をさせていただきます。実は、日赤の活動や赤い羽根共同募金、これらの活動も厚生労働省が所管しているもので、このことについては、年度の計画が先にある程度できていて、計画ありきに対しての募金ということなので、実態としてやめるわけにはいかないという状況があります。赤い羽根共同募金というのは、生活の支援や災害などのいろいろな方面に使われている、需要もかなりあるということと、いろいろな福祉の施設の整備など要望としてあがっている実態がありますので、コロナに注意して活動してくださいという状況です。

ただ、実際に各ご家庭に回るということ自体は結構抵抗があり、先日、会議をやっていると思いますが、取りまとめの工夫、集め方の工夫の中でできる対応をしていこうという状況となっています。

○名和田議長

小銭に触らなければいけないというのがまた大変です。やらざるを得ないという感じなのでですね。

○水島委員

はい。特に災害の関係については必ず必要になってきます。

○名和田議長

動きが全く止まるわけではないので、何か工夫してやっていかなければならないという状況なのでですね。

では、今の件も含めまして、他に答申に盛り込みたいご意見などありましたら、お願いいたします。そろそろ取りまとめをいたしたいと思えます。

それでは、まさに先ほど水島委員がおっしゃいましたように、前回、書面での第1回目に取りまとめた答申では、コロナのことを十分に意識して考慮して出した答申では必ずしもありませんでした。改めて、コロナ禍での活動の工夫について、おそらく我々自身、まだ十分審議会として知恵を持っているわけではありませんが、各地区の取り組みに相互に学ぶ、あるいは行政も、事務局もそれから学んでいただくということをしながら、深めていくべきであるという、そういう方向を示して、先ほどの部長のご挨拶にも「ウィズ・コロナ」ということもありましたので、そういうことを追加的な答申として1つ言うてはどうかと思えます。

SNSの活用や水島委員がおっしゃった広報紙の中身の工夫ですよね。たしか、コロナ前からイベントの報告という記事から違う方向に変えていたというご意見がこの審議会の中でも結構出ていましたので、新しい中身ではないのですが、広報紙の中身の工夫とか、あるいは媒体の工夫、SNSを使うとか、そういったことが考えられるけれども、実際に各地域で工夫をして、かつ、それを相互に学んでいくと、そういう工夫が今後求められるといったことを答申としてまとめてはどうかと思えます。

もう一つは、年間を通じた進行管理を上手にすることによって、地域活動をやりやすくする、やりがいのあるものにする。そういったことに今後も努めていただきたいということですね。

特に、松林地区でたくさん補助金の返還が出そうだというのは、すごく心配です。あそこは結構いっぱいいっぱいやっておられるような話を聞いておりましたので、我々が言えることというと、進行管理をという2点ですね。コロナ禍での地域活動の工夫と、進行管理を通じたサポートをすることによって、地域が動きやすくなるように留意をしていただきたいということです。この2点を答申として取りまとめたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

では、事務局で答申文をまとめていただいて、私がそれを見て、よほど疑問があれば、皆さんにメールか何かでご相談いたしますけれども、基本的には私にご一任いただいておりますか。

(「はい」の声あり)

○名和田議長

ありがとうございます。

次に、議題の3その他では、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（木村課長補佐）

では、事務局からスケジュールについて、ご説明いたします。資料3「茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会スケジュール」でございます。こちら、左側から、令和2年度から令和4年度にまたがりまして、皆様に関連する部分について掲載している資料となっております。

その中で、今、この場にいらっしゃいます委員の皆様の任期につきましては、黒い太枠で囲ってある部分が皆様の任期ということになっております。

まず、今年度につきましては、今のところ、会議等につきましては、現状予定されているものはございません。本審議会の所掌事項としまして、認定コミュニティの活動、認定コミュニティに対する支援に関するものについての調査審議というものと、もう一点、地域コミュニティの認定及び認定の取り消しについてという調査審議もございます。

そこで、表の一番下の「地域の動向」に書いてありますが、先ほどから出ておりますように、現在、市内13地区ありますが、12の地区でまちぢから協議会が認定されているといった中で、今後、まちぢから協議会の未設立地区になります湘北地区で設立に向けた動き、また、現在認定されているまちぢから協議会において認定要件を満たさないような状況が発生するといった際には、審議会の開催も考えられますので、その際には連絡させていただくことになるかもしれません。

現段階で次の予定についてお話いたしますと、年度が明けまして令和3年度になりますが、令和3年度の6月予定というところがございます、第1回の当審議会を予定しているところがございます。

例年、6月末に各地区まちぢから協議会の認定要件が継続されて満たされていることの確認とともに、前年度の活動状況について、それらを踏まえまして、皆様に今後の活動にご助言等をいただき、審議などもしていただいているといったところでございます。現段階におきましては、次回は例年どおりの開催を予定しているところでございます。

詳しい日程等については、年度が明けましてから、令和3年4月以降になりますが、事務局より改めて、まずは開催日の日程調整というところになろうかと思いますが、連絡差し上げることになります。

突発的などころも含めまして、いずれにしましても、皆様に何か活動していただく際には連絡を差し上げることになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

もう一点、参考資料について説明させていただきます。地域集会施設の指定管理者に関するスケジュール・市の考える将来像というものになります。

資料2の答申書の最後の部分でもご意見等をいただいているところでございます。現在、13地区がある中、茅ヶ崎市内11の地区で地域集会施設、コミュニティセンターが設立されており、それぞれの管理運営につきましては、指定管理制度を用いまして、それぞれの地域集会施設の管理運営委員会が担っていただいているという状況でございます。

令和3年度から指定管理期間が新たに始まるというところで、今年度は新たな指定管理者を選定する時期になっております。

市としては、地域集会施設につきまして、地域コミュニティの活動拠点が地域集会施設であることから、その管理運営につきましては、地域内のさまざまな団体で構成されて、総合性を持ち合わせておりますまちぢから協議会に担っていただくのがよいのではないかと考え、まず、その考えを各地域にお示しし、それぞれの地域で検討していただいているというものになります。

将来的には、次期指定管理の期間が令和3年度から7年度と5年間ありまして、その次の令和8年度のタイミングでは、全ての地域集会施設についてまちぢから協議会で担っていただきたいなと思っております。

今回、各地区に市の考え方を示しし、このタイミングでまちぢから協議会で担うという方向性を地域内で検討いただいて、意見が取りまとまった地区につきましては、今回のタイミングからまちぢから協議会が担っていただければと考えているものでございます。

その各地区の検討状況につきましては、それぞれ今の検討状況を3つの枠に分けていますが、まず一番左、従来どおり引き続き管理運営委員会が担う予定である地区は4地区ございます。今現在も検討していますという地区が、真ん中の雲のような枠になっております。そして、今回新たにまちぢから協議会で担うということで検討が進められている地区が一番右の囲みということになっております。

松浪地区につきましては、まちぢから協議会の設立と地域集会施設の設立が同時期であったことから、まちぢから協議会で管理運営を担ったというものになります。

真ん中にあります対象外となっている松林と湘北については、この地区には地域集会施設がないので、検討の対象にはなっていないといったところでございます。

今年度秋口に各地区からそれぞれ申請をし、選定委員会の選定を経て、最終的には来春の議会で承認を経て決まっていくというものになります。まちぢから協議会に関するものでございますので、こちらについて説明させていただきました。

最後に、紹介だけになります。冒頭の資料確認で触れました冊子が3冊あると思います。この冊子につきましては、まちぢから協議会の取り組みが始まりましたのが28年度というところで、30年度から制度の振り返り、検証という動きを始めました。まずは、茅ヶ崎市と同じように、地域コミュニティについて取り組みを進めている自治体、かつ、茅ヶ崎市と同規模の全国の自治体にアンケート調査を実施、また、県内の自治体については、直接、顔と顔を合わせて様々な意見交換をしながら、まず、全国的な取り組みの状況を調べました。そして、昨年度、半年以上かけて、12地区のまちぢから協議会に直接伺いまして、これまで2年間取り組んできた中で、活動しながら思うところ、こんなことがあったらいいなとか、そういったものを直接、意見交換、それぞれの地区を2回ずつ訪問しました。それらを踏まえまして、市として確認できた部分を検証という形で取りまとめたものが、「まちぢから協議会と行政との協働による地域活動の推進と効果的な市の支援に関する検証」の冊子です。こちらにつきましても各地区にも配布しているものでございますので、一定年数ごとにこういった取り組みをしていく必要があると現段階では考えているところでございます。

残り2つについては、助成金について、改めて申請の仕方などをこれまで以上にわかりやすく取りまとめたもの、関連する条例の逐条解説の主旨を取りまとめたものということになります。こちらについてはご紹介とさせていただきますので、お目通しいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○名和田議長

ありがとうございました。今、その他議題としてご説明がありましたけれども、何かそれについてご質問はありますでしょうか。

○小嶋委員

まちぢから協議会がコミュニティセンターを運営していくことになると、認定コミュニティに対する特定事業とコミュニティセンター独自の自主事業はどのような形になってい

くということになりますでしょうか。

○事務局（木村課長補佐）

この管理運営の仕方につきましては、それぞれの地区で管理運営委員会のつむいできた歴史ですとか経緯などもありますので、必ずしも一様な形でなく、各地区の中で協議が進められております。そのような中で、まず、現在のまちぢから協議会の特定事業については、現在の運用を継続することを想定しています。コミュニティセンターでも自主事業などいろいろな事業を実施されていると思います。そこにつきましては、基本的にはまちぢから協議会が実施主体という形になってくるとは思うのですが、打ち出し方については、現在携わっているメンバーのお考えですとか、お気持ちなどを踏まえて、各地区で合った形でこれから表に出していくことになると思います。

○小嶋委員

まちぢから協議会が管理運営をしていったら、そこに全部コミュニティセンターとかも含まれるので、コミュニティセンターの事業、これから行うものも、こちらのこういう審議会で審議していかなければいけないのでしょうか。

○名和田議長

まちぢから協議会の一部会としてコミュニティセンター管理運営部会のような組織ができるとは思うのですが、そうすると、この審議会の任務の中に、まちぢから協議会がコミュニティセンターを適切に管理し、かつ、活用しているかどうかということについて審査をし、助言をする、そういう議論が加わるということになるでしょうね。

今でも管理運営委員会がまちぢから協議会の一委員として入っておられることが多いですね。そういう意味では連携はしているのです。まちぢから協議会がコミュニティセンターの管理運営の指定管理者になったときの姿というのは、まだ具体的には、松浪ではそうになっていますが、それ以外では見えていないので、いろいろと想像に任せられるところが多いかと思います。

○事務局（三浦課長）

まちぢから協議会が地域集会施設の管理運営をするというのは、まちぢから協議会が新たな業務の一つとして担うという考え方で、それぞれの地域の課題を解決する事業を、それぞれのまちぢから協議会が検討して実施している、その特定事業というものに対して、これは適切なかどうか、今後どういうふうにしていくのがいいかというアドバイスをし

ていただくというお仕事、審議会の担っていただくお仕事の一つとして、特定事業についての助言や答申について、まとめていただくということがあります。

それとは別に、まちぢから協議会に地域にある施設の管理運営を委託事業として受けてくださいというのがコミセンの指定管理事業になります。地域にある施設、地域が活性化するためにつくった地域集会施設なので、その施設を地域の活動を中心的に進めていただいているまちぢから協議会が、その地域にある施設も管理運営を担ってくださいという、新たなお仕事を市がお願いをするということになるので、特定事業の審議とかとはまた別に、地域集会施設の担い手となる一つの団体としてまちぢから協議会が選任されていく地域がありますよというお知らせになりますので、皆さんの審議していただいている今の内容とは別です。ただ、今後、まちぢから協議会がそのお仕事も担っていきますので、まちぢから協議会が地域集会施設をきちんと運営できているか、運営していくに際して、地域の意見が管理運営に生かされているかどうかということに関してはアドバイスをさせていただくようになっていくかどうかとは考えています。

○小嶋委員

ありがとうございます。

○名和田議長

他に質問やご意見はありますでしょうか。

審議会のスケジュールについては、新任の委員が3人もいらして、こうやって始まったのに、しばらく会議がないということですが、実はこれまで年に3回開催していました。審議会の体制が出来て初めてのことで、審議会のあり方も含めて手探りでやっていたものですから、年3回やっておりました。現在では、会議を開催しながら全体の仕組みが整いましたので、年2回にするということになったのが今年度からだと思います。年2回だとどんなペースになるのか、実は私もよくわかっていないのですけれども、一応年2回ということなので、しばらく会議がないという状況です。しかも、今、コロナ禍という状況の中で、情報交換会とか、いろいろな地域の交流会、そういうところに我々が審議会として出て行って意見交換をするということもあり得ると思うのですが、今のところ、コロナ禍のもとでそういうことも企画しづらいということがありました。もしからしたら、来年の6月までごぶさたということになるかもわかりません。そこは事務局も工夫をして、1回ぐらい意見交換のような形で集まれる機会が持てるとうれしいなと思っているところで、ご検討をお願いしたいと思っております。

何かご質問ありますか。

それでは、事務局からの報告は以上ということで、最後にその他としまして、新任の委

員を3人もお迎えいたしまして、審議会の進め方全般について、もちろん今までの継続の委員の方からも、審議会の進め方について、ご意見とかご質問とかがありましたらお願いしたいと思います。あと、新任の方にはぜひご感想を言っていただければと思います。

○小嶋委員

感想としては、初めてこういう場に来たということで、聞き慣れない言葉があり、それを理解していくので頭が精いっぱいになり、一応目を通したのですが、1週間前に資料が来て、じっくりずっと見ている時間もなく、1回か2回、目を通しただけなので、全てが頭の中に入っている状態での参加ではなかったもので、申しわけなかったなと思います。慣れていなかったもので、こんなので大丈夫かなという不安は残りました。

○名和田議長

聞き慣れない言葉、例えばどういう言葉でしたか。

○小嶋委員

いっぱい出てきた「答申」という言葉がわからなかったです。

○名和田議長

聞くは一時の恥とかと言いますけれども、聞くのは恥ではないと、よく私の指導教員は言っておりました。狭い世界でしか通用しない変な言葉を使ってわかり合っているのは、あまりよろしくないことなので、ぜひわからない言葉があったら、言っていただきたいと思います。事務局は頑張っているんですが、もっと早い時期に資料を送ることができず、1週間前となっております、すみません。

では、島田委員、ご感想をお願いします。

○島田委員

まだまだ消化不良で、全部頭の中に入っていないものですから、まだ皆様と同じ認識レベルでお話ができないのが大変残念です。次はもう少し勉強してきたいと思います。それにしても、年1回とか2回では、会議が少な過ぎですよね。この審議会で、まず人となり、お顔の見えるという関係をつくらなければ、まだそこまで距離感も詰められないと思いますので、もう少し会議があったら良いと思いました。

○名和田議長

交流の場ができれば良いですね。

○島田委員

フラットに、ここは何を書いているのか、質疑できるぐらいの会議があればありがたいなと思います。

○名和田議長

では、河上委員お願いします。

○河上副会長

私は、初回から結構濃い議論をする会だなと思って、大変勉強になりました。地域の方の声をしっかり聞くというのが大切だと思いますので、ぜひ皆さんいろいろ教えていただきたいと思います。私自身は、茅ヶ崎市に観光客として来たとか、観光で来た、遊びで来たとか、学生の調査の手伝いで里山公園はやたら行ったのですけれども、海には遊びぐらいしかないとか、生活体験はあまりないので、ぜひ情報を与えていただきたいなと思います。具体的には、ぜひ地域活動のスライドとか映像とかを、この場ででもいいですし、見せていただけたらありがたいなと思いますし、今、コロナで難しいとは思いますが、何かメディアを通じてとか、映像でもいいんですが、地域の方とも実際に交わる機会があると、まちぢから協議会の方と何か交流が持てるのもっとありがたいなと思いました。

○名和田議長

どうもありがとうございます。情報交換会というのは本当にいい場なのですよね。しかも、茅ヶ崎市の場合は協議会の数がそんなに多くないので、他の自治体、香川県高松市は43地区と非常に多いです。宮崎市は22地区ですが、実際、こういう審議の対象は27協議会あり、結構多いのです。茅ヶ崎市は、コミュニティのエリアがちょうどよい大きさということではありますけれども、そのため、人材が得られているという気もするのです。数もそれほど多くないので、資料も頑張って読んで、こうやって意見を書こうかという気に十分なるということがあると思います。

では、その他、ほかに委員からご発言がありませんでしたら、これで終わりたいと思いますが、よろしいですか。

○北川委員

会議の開催方式として、オンライン形式というのはないものなのでしょうか。

○事務局（木村課長補佐）

開催方法につきましては、従来どおりじゃない部分もあるのかなと思いますので、預からせていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○北川委員

行政改革推進室の委員もさせていただいてまして、Z o o mで開催しました。委員長がそれでやってみましょうかというお話をされていたので、そういうのもできなくはないのかなと思ってですね。

○名和田議長

それは茅ヶ崎市の会議ですか。

○北川委員

そうです。

○事務局（木村課長補佐）

今、設備環境が市役所内で情報部局に1台対応できるものがあって、おそらくそれを活用して試験的に開催したのだと思います。どういった形になるのかというのはまた関係部署と確認しながら、提案させていただきます。

○名和田議長

ご検討いただくということでよろしく申し上げます。

これで第3期がスタートしましたので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

これをもって閉会とさせていただきます。

会長署名 名和田 是彦

委員署名 小嶋 純子